

## 第 2 期 地域自立支援協議会の運営と専門部会の設置について

### 1 自立支援協議会の所掌事務（要綱第 2 条）

- ・ 相談支援事業に関すること
- ・ 地域の関係機関との連携体制の構築に関すること
- ・ 障害者が適切にサービスを利用するための関係者による連絡調整会議（個別支援会議）の促進に関すること
- ・ その他障害者福祉の増進に必要なこと

### 2 第 1 期終了時の課題（所掌事務に関すること）

- ・ 利用者に相談支援事業がやっと知られた状態であった。事業所において相談支援の体制作りと信頼を得るための実践を積み重ねる必要がある。
- ・ ライフステージにそっての継続した支援、居住・日中活動などとの支援の連携など相談支援につなげる必要がある。
- ・ 当事者が個別支援会議の重要性、サービス利用計画作成について理解が広がっていない。当事者の意欲を引き出す会議にしていく必要がある。

協議会が何を指すかを明確にし、部会と本会の十分なリンクをはかり議論を進めていくことが必要

### 3 自立支援協議会の論議と目標

#### 【論議】

- ・ 相談支援事業所での相談内容から見える課題についての論議
- ・ 相談支援部会、地域移行促進部会の報告と論議
- ・ 区民からの意見・要望、他のネットワークから見える課題についての論議
- ・ 障害福祉計画に記載されている事項についての論議
- ・ 委員の意見交換  
「テーマをしぼった論議」

#### 現状の把握、課題の整理

（何が足りているか、不足しているか。どんなネットワークが必要かなど）

#### 【目標】「地域の課題の解決方法を考える」

- ・ 新たな社会資源の開発につなげる。（具体的な事業の提案）
- ・ 様々な社会資源を有機的につなげる。（ネットワークの構築）
- ・ 相談支援事業の強化がはかれるような情報共有や情報発信を行う。

結果として地域が変わる。「あってよかった自立支援協議会。実感！」

- 4 杉並区障害者地域自立支援協議会のイメージ図 別紙 1
- 5 杉並区内相談支援事業所の状況 別紙 2
- 5 相談支援事業所における相談件数 別紙 3
- 6 部会の設置について  
相談支援部会と地域移行促進部会を設置する。
- 7 第 2 期障害福祉計画に記載されている自立支援協議会に関する事項
- 9 会議の持ち方
- ・ メンバーは固定とする。
  - ・ 会議録は委員の発言要旨とする。
  - ・ 会議は非公開とする。
  - ・ 会議資料、会議録は区のホームページに公開とする。
- 参考**  
相談支援部会、地域移行促進部会は非公開。  
部会での記録は、協議会委員のみ送付する。公開はしない。
- 8 今後のスケジュール 別紙 4